（千代田区）

**○**[**千代田区公衆浴場法施行条例**](https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/chiyoda/D1W_resdata.exe?PROCID=-1782302632&CALLTYPE=1&RESNO=25&UKEY=1364734270001)

平成24年３月19日条例第10号

第１条から第３条　＜省略＞

（衛生及び風紀に必要な措置等の基準）

第４条　法第３条第２項の措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない構造設備の措置の基準は、次のとおりとする。

１(１)から(27)　＜省略＞

２　法第３条第２項の措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない維持管理の措置の基準は、次のとおりとする。

(１)　浴場の施設は、常に清潔を保持し、下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日１回以上掃除し、又は洗浄すること。

(２)　脱衣室及び便所は、必要に応じて消毒すること。

(３)　浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等の生息状況について毎月１回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。

(４)　洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。

(５)　浴槽水の水質については、区規則で定める基準を充たすものとすること。

(６)　浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。

(７)　浴槽水は、１日１回以上換水すること。

(８)　温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。

ア　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

イ　貯湯槽内の湯を区規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

(９)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、区規則で定める措置を講ずること。

(10)　前２号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、３年間保存すること。

＜以下省略＞

**○**[**千代田区公衆浴場法施行細則**](https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/chiyoda/D1W_resdata.exe?PROCID=-1782302632&CALLTYPE=1&RESNO=26&UKEY=1364734297332)

平成24年４月１日規則第22号

第１条から第９条　＜省略＞

（措置の基準）

第10条　条例第４条の区規則で定める構造設備の措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(１)から(６)　＜省略＞

(７)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

ア　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

イ　ろ過器のろ剤は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ剤の交換が適切に行える構造であること。

ウ　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

エ　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

オ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫の吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

カ　循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

２　条例第４条の区規則で定める維持管理の措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(１)　浴槽水の水質基準については、次に掲げるとおりとすること。ただし、区長は、この基準（ウ及びエの基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

ア　濁度は、５度以下とすること。

イ　過マンガン酸カリウム消費量は、１リットルにつき24ミリグラム以下とすること。

ウ　大腸菌群数は、１ミリリットル中に１個以下とすること。

エ　レジオネラ属菌が検出されないこと。

(２)　貯湯槽については、次の措置を講ずること。

ア　貯湯槽内部の汚れ等の状況については随時点検し、清掃及び消毒は年１回以上行うものとする。

イ　貯湯槽内の湯の温度は、摂氏60度以上に保つこと。

(３)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

ア　ろ過器は、１週間に１回以上、逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

イ　浴槽水を循環させる為の配管は、１週間に１回以上内部の消毒を行うこと。

ウ　集毛器は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

エ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ　浴槽水については、定期的に水質検査を行うこと。レジオネラ属菌について１年に１回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

＜以下省略＞